

八王子市立いずみの森義務教育学校PTA細則

【慶弔金規定】

- ・ 本規定は会員に対し、慶弔、災害時の見舞い、感謝の意を表すことを目的とする。金額等は以下の基準によるものとする。

会員とその配偶者及び在校中の児童・生徒が死亡の場合	香料5千円
2 教職員の父母・子女が死亡の場合	香料5千円
3 教職員の転退職の場合	記念品
- ・ 前記以外の場合、または前記の場合であっても、不慮の災害に遭った場合など特に事情があるときは、本部役員会で別途協議する。
- ・ 前記慶弔の返礼は受けないものとする。

追加予算決定方法

- ・ 総会で承認された予算以外に追加の予算が必要となった場合、臨時総会を開き審議・決定する。ただし、支出するか意思決定に緊急を要する場合は、以下のとおりとする。
 - ・ 支出額が10万円以上50万円以下の場合
.....本部役員会で審議・決定し、運営委員会へ報告する
 - ・ 支出額が10万円未満の場合.....本部役員会で審議・決定する

【部活動補助】

- ・ 校長が認める部活動において、学校を代表して全国大会に出場する部に対して補助金を交付し、保護者の負担軽減及び部活動の奨励を図ることを目的とする。
- ・ 補助対象は、個人・団体の別を問わない。また、体育系・文科系の別を問わないものとする。
- ・ 部活動以外の団体等は対象としない。
 - ・ 補助額は、出場登録者1人につき、3千円とする。ただし、1団体につき1万円を上限とする。
 - ・ 補助額は、1個人に顧問が2名付き添う場合、市から補助金を受けられない顧問1名分の遠征費用として補助額2万円を上限とする。
 - ・ 全国大会開催地が関東地方の都県内である場合は、上記の半額を上限とする。
- ・ 本補助金の交付を申請できる者は、別紙申請書により申請する。
- ・ 会長は、申請がある時は速やかに事実を確認し、会計に送付するものとする。会計は、遅滞なく交付手続きを取るものとする。
 - ・ 補助金は、交通費を主目的とするため、使途に関する会計報告は求めないものとする。
- ・ 本大会に欠場した時は、速やかに返金するものとする。

【個人情報保護】

- ・ 個人情報の適切な取扱いに必要な事項を定めることにより、本会における適正かつ円滑に個人情報を取扱い、会員個人の権利利益を保護することを目的とする。
- ・ 本会は、以下の目的の場合に限り個人情報を保有するものとする。
 - ・ 学校行事、PTA主催、PTAが協力するボランティア活動に関するご案内
 - ・ PTA運営に関する案内、資料等の送付
 - ・ PTA会員の入会・退会に関する情報管理

PTA役員選考業務

PTA活動の質の向上のためのボランティアサービスの検討

- ・ 前項の目的以外で個人情報を保有する場合には、本人の同意を得ることを要する。
法令に定める場合を除き、事前に関係する会員の同意を得ることなく、個人情報を第三者への開示・提供は行なわないものとする。ただし、PTAの円滑な活動の目的のため、八王子市立いずみの森義務教育学校への開示はこの限りではない。
- ・ その他、個人情報に関する運用については、個人情報の保護に関する法律に基づくものとする。

【会員の退会の手続きについて】

- ・ 会員は、退会することを希望する旨を見童・生徒が所属する学年の学年委員を通じて本部役員に申し出、書面を提出することにより、退会することができる。
- ・ 原則として、年度途中の退会であっても、既に徴収された会費については返金されない。
- ・ 本会は、退会の手続きを速やかに処理し、退会者に不利益が生じないよう十分に配慮する。

PTAメールの登録者について】

PTAメールに登録できる者は以下のとおりとする。

- 1 本校の保護者及び教職員（非会員を含む）。
- 2 本校の学校運営協議会委員及び青少年対策第三地区委員会理事のうち希望する者。

PTAメールの活用について】

PTAメールは以下に活用できるものとする。

PTAが主催する行事や後援する行事、PTA関連のお知らせ

- 2 学校からのお知らせ
- 3 学校運営協議会または青少年対策第三地区委員会からのお知らせ
- 4 地域の夏祭り等の地域イベントで学校運営協議会がPTAメールの活用について承認したもの（募集人員が抽選等で限られるもの、開催の有無が雨天等の場合で左右されるものは原則として承認しない）。

PTAメールの費用負担について】

PTAメールに必要なメールサービス使用料については、PTAと学校での使用状況等を勘案して、PTA会費と学校教材費の両方で負担するものとする。

第三中学校PTA役員候補者推薦担当等細則は廃止

2020年4月1日施行